

定額減税に係る調整給付の支給額に 不足が生じた市民への不足額給付

1 事業名

定額減税調整給付事業

2 補正予算の理由・内容

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を追加する旨が盛り込まれ、令和6年12月17日に国の補正予算が成立しました。

これにより、物価高騰の影響を受ける市民を支援するため、国の同交付金を活用し、令和6年度に実施した定額減税に係る調整給付金（不足額給付分）を支給するものです。

	不足額給付Ⅰ	不足額給付Ⅱ
対象者	本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者 例：令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したり、令和6年中にこどもが出生したことにより給付額に不足が生じた者等	定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付にも該当しなかった者 例：事業専従者、合計所得金額48万円超の者等
給付額	本来給付すべき額 - 当初調整給付額 ※ 万円単位に切上げ	原則4万円
給付方法	プッシュ型 ※ 8月下旬に確認書を送付予定（要返送）	申請型 ※ 7月下旬に申請受付開始予定 ※ 一部の把握可能な者については市から通知予定
申請方法	確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申請	
給付時期	確認書の受付後、審査を経て順次給付（申請受付から4週間程度）	
申請期限	令和7年10月31日（金）	

3 補正予算の積算

区分	内容	補正予算額
給付金	対象者（約15,000人）に係る給付額	448,000千円
事務費	人件費（人材派遣等）、郵便料、帳票作成委託、機器借上等	26,408千円
合 計		474,408千円

4 補正予算額 474,408千円

〔特定財源〕国：474,408千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

投票管理者等の報酬額の改定に伴う増額

1 事業名

参議院議員通常選挙執行事業

2 補正予算の理由・内容

本定例会に提出している「加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の公布・施行にあわせて、投票管理者等の報酬額を改定するものです。

■投票管理者等の報酬額の改定

	現 行	改正後	差 額
投票管理者	12,800 円	14,500 円	+1,700 円
期日前投票管理者	11,300 円	12,800 円	+1,500 円
投票立会人	10,900 円	12,400 円	+1,500 円
期日前投票立会人	9,600 円	10,900 円	+1,300 円
開票管理者	10,800 円	12,200 円	+1,400 円
開票立会人	8,900 円	10,100 円	+1,200 円

3 補正予算の積算

報酬改定による増額

	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	補正予算額の内訳
投票管理者	793,600円	105,400円	899,000円	1,700円*1人*62か所
期日前投票管理者	904,000円	120,000円	1,024,000円	1,500円*1人*5か所 *16日
投票立会人	1,351,600円	186,000円	1,537,600円	1,500円*2人*62か所
期日前投票立会人	1,536,000円	208,000円	1,744,000円	1,300円*2人*5か所 *16日
開票管理者	10,800円	1,400円	12,200円	1,400円*1人
開票立会人	178,000円	24,000円	202,000円	1,200円*20人
計	4,774,000円	644,800円	5,418,800円	

※人数・箇所数・日数については、変更ありません。

4 補正予算額 645千円

〔特定財源〕 県：645千円 参議院議員通常選挙費委託金



生活扶助基準の見直し等に伴うシステム改修

1 事業名

- ① 生活保護適正実施推進事業
- ② 中国残留邦人等支援事業

2 補正予算の内容・理由

令和7年3月に行われた国の社会・援護局関係主管課長会議において、生活保護法における生活扶助基準の見直し※及び国が実施する「被保護者調査」における調査項目の変更等が示されました。令和7年10月分からの適用となるため、生活保護システム及び中国残留邦人等支援給付システムの改修に必要な経費を措置するものです。

※（参考）生活扶助基準の見直し

生活扶助基準における令和5～6年度の臨時的・特例的な措置について、物価・賃金などの上昇基調等を考慮し、基準額を見直しの上、当面2年間（令和7～8年度）実施することが示されました。

	現行 (令和5年度～令和7年9月)	見直し後 (令和7年10月～令和8年度)
世帯1人当たりの加算額	1,000円/月	1,500円/月 (+500円)

※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況を踏まえ、現行の加算額（1,000円/月）を維持

3 補正予算の積算

事業名	内容	補正予算額
① 生活保護適正実施推進事業	生活保護システム改修	1,628千円
② 中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等支援給付システム改修	863千円
合 計		2,491千円

4 補正予算額 2,491千円

- ① 生活保護適正実施推進事業 **1,628千円**
〔特定財源〕国：814千円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（1/2）
- ② 中国残留邦人等支援事業 **863千円**
〔特定財源〕国：863千円 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（10/10）

第48号議案 令和7年度加須市一般会計補正予算（第1号）

物価高騰等の影響を受ける市内の障がい者 相談支援事業所等への市独自の緊急支援

1 事業名

障がい者福祉管理事業

2 補正予算の理由・内容

県では、物価高騰等の影響を受けている、障害福祉サービス事業所等の急激な負担増を軽減し、サービス維持を支援するため、「障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業」により、事業者に対し補助金を交付します。

しかし、市が認可する事業所及び市が実施する地域生活支援事業にかかる障害福祉サービス提供事業所については、県の支援の対象外となることから、同施設の運営継続を支援するため、市が独自に県と同等の財政支援を行うための経費を措置するものです。

3 補正予算の積算

【訪問系事業所】

施設区分	職員1人当たりの 1日の平均移動距離	事業所数 ()内は1事業所当たりの単価	補正予算額
指定特定相談支援 事業所	12 km未満	1 事業所 (17,800 円)	17,800 円
	12km 以上 22km 未満	3 事業所 (24,900 円)	74,700 円
	22km 以上	1 事業所 (27,700 円)	27,700 円
障がい児(者)生活 サポート事業所	22km 以上	2 事業所 (27,700 円)	55,400 円
計		7 事業所	175,600 円

【通所系事業所】

施設区分	事業所数 ()内は1事業所当たりの単価	補正予算額
地域活動支援センター	1 事業所 (60,700 円)	60,700 円

※補助単価は、令和7年度埼玉県障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業と同額

4 補正予算額 237千円

障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修

1 事業名

障がい者相談管理事業

2 補正予算の理由・内容

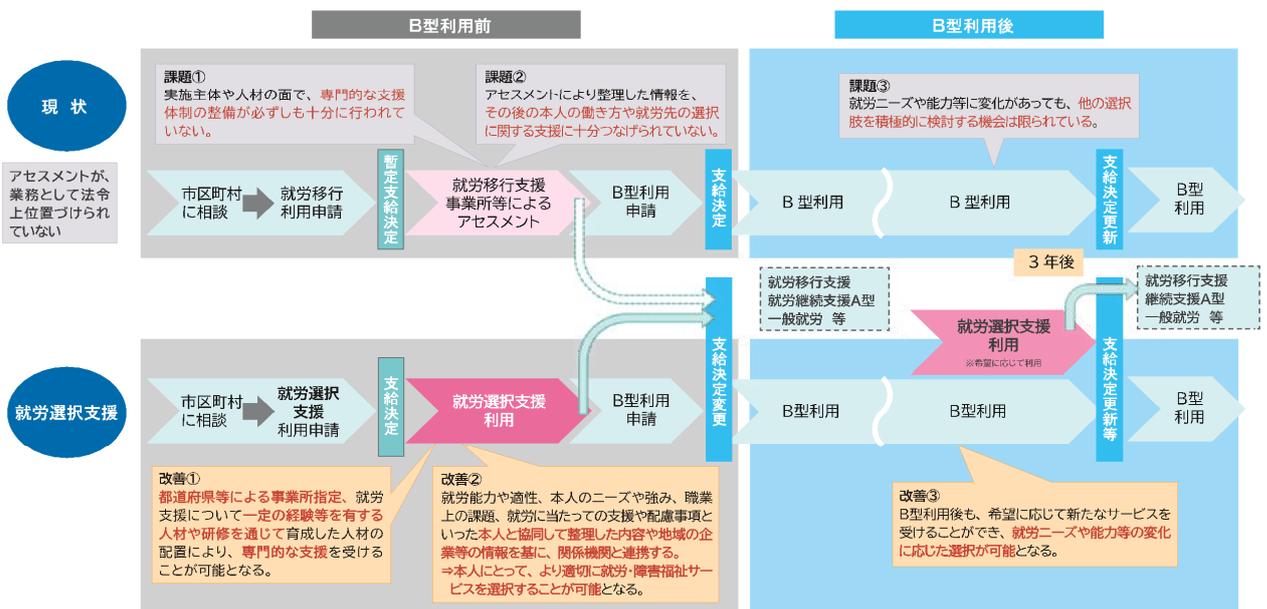
令和4年12月に障害者総合支援法の一部を改正する法律が公布されに伴い、令和7年10月から新たな障害福祉サービスとして、就労選択支援員による「就労選択支援」が創設されます。

令和7年5月に就労選択支援インターフェース仕様書（案）が提示され、その改正に対応するため、国の補助金を活用し、障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修に必要な経費を措置するものです。

○就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス

イメージ（就労継続支援B型のケース）



3 補正予算の積算

内容	補正予算額
障害者自立支援給付費審査支払等システム改修委託	4,714千円

4 補正予算額 4,714千円

〔特定財源〕国：2,356千円 障害者総合支援事業費補助金（1／2）

予防接種健康被害救済制度に係る給付

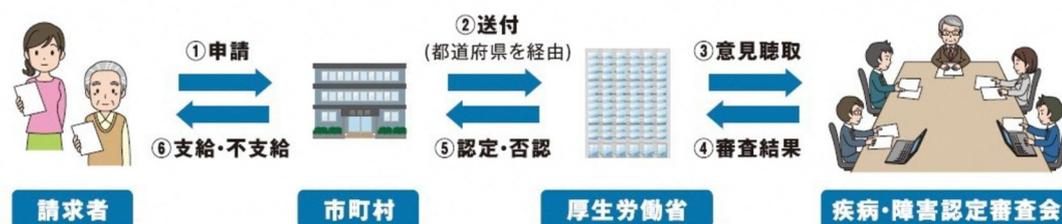
1 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種事業

2 補正予算の理由・内容

令和3年6月に新型コロナワクチンを接種後、障害を負った本人から令和5年10月に予防接種健康被害救済制度医療費・医療手当、障害年金の申請があり、令和6年4月に厚生労働省へ進達したところ、令和7年3月に予防接種法第15条第1項に基づき同申請内容で認定する旨の通知を厚生労働省から受理しましたので、国の負担金を活用し、令和7年度新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の交付に係る必要な経費を措置するものです。

【給付の手続きの流れ・決定】



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

出典：厚生労働省 HP

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、病気になったり、障害が残ったりするなどの健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、健康被害をなくすることはできないため救済制度が設けられています。

新型コロナワクチン予防接種は特例臨時接種として、予防接種法第6条第3項の規定を適応し令和3年2月17日から令和6年3月31日まで実施されました。予防接種法第15条の規定に基づき、新型コロナワクチンを接種し健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、国が費用を負担し、市から給付を行うものです。

3 補正予算の積算

内容		補正予算額
予防接種健康被害給付金	医療費	290 千円
	医療手当	438 千円
	障害年金	11,046 千円
合 計		11,774 千円

4 補正予算額 11,774千円

〔特定財源〕 国：11,774千円 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金



農作業受託等を行う事業者への支援

1 事業名

担い手育成支援事業

2 補正予算の理由・内容

国では、農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業体の新規立上げや事業拡大を支援するためにスマート農業機械を導入する経費及び専門人材を育成する経費を支援（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業）しています。

本市の事業者が当該事業を活用し農作業受託等の新規・拡大に取り組むことから、県を通して国から交付される補助金を交付するものです。

交付対象者	農業支援サービス事業体（県域で農作業受託等を行う事業者） ※業種の別、個人、法人の別、事業規模などを問わない。
補助内容・補助率等	事業①：農業支援サービスの立上げ支援のうち スマート農業機械等導入支援（地域型サービス支援タイプ） 補助内容：農業用ドローンの導入費等 補助率：機械導入費1/2以内（消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を除く） 上限額：1事業実施主体当たり1,500万円
	事業②：農業支援サービスの立上げ支援のうち 農業支援サービス事業育成対策（地域型サービス支援タイプ） 補助内容：農業用ドローン进行操作するために必要な研修受講費等 補助率：定額（事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費。消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を除く） 上限額：1事業実施主体当たり1,500万円

3 補正予算の積算

支援予定者	事業メニュー	支援内容	事業費	補助金額 (補正予算額)	自己負担額
個人農業者 (加須地域)	事業①	農業用ドローン 1台	2,832,500円	1,287,000円	1,545,500円
	事業②	研修受講費	242,000円	220,000円	22,000円
法人農業者 (加須地域)	事業①	農業用ドローン 1台	3,107,500円	1,412,000円	1,695,500円
	事業②	研修受講費	396,000円	360,000円	36,000円
合計			6,578,000円	3,279,000円	3,299,000円

4 補正予算額 3,279千円

〔特定財源〕 県：3,279千円 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金



起業家育成資金の増加に伴う 信用保証料助成金等の増額

1 事業名
創業支援事業

2 補正予算の理由・内容

創業後5年未満の創業者に対する市の制度融資である「起業家育成資金」について、令和7年4月9日に本市、加須市商工会及び埼玉県信用保証協会の3者による「地域の中小企業者の持続的成長支援及び地域活性化に向けた連携協定」の締結（県内5番目）により、「起業家育成資金」の信用保証料が0.1%割引になったことなどから、当初の見込みより申請件数が増加したため、信用保証料助成金等の必要な経費を措置するものです。

○起業家育成資金の融資状況（令和7年度）

	当初見込	5月末日現在	参考（R6年度）
起業家育成資金融資件数	3件	（申込中含む）2件	1件
起業家育成資金融資金額	9,000千円	13,800千円	6,000千円

3 補正予算の積算

○歳出（融資金額10,000千円、金利1.6%、融資件数3件、融資時期7月の場合）

	積算	当初予算額 A	決算見込額 B	補正予算額 B-A
起業家育成資金保証料助成金（創業者へ交付）	信用保証料助成額（上限）500千円×3件	619千円	2,119千円	1,500千円
起業家育成資金利子補給金（創業者へ交付）	利子80千円（7月～12月支払分）×利子補給率50%×3件	96千円	216千円	120千円
起業家育成資金融資預託金（市制度融資取扱金融機関へ預託）	融資預託金500千円（融資金額の1/20）×3件	825千円	2,325千円	1,500千円
合 計		—	—	3,120千円

○歳入（年度末に金融機関から預託金全額を返還受入予定）

	積算	当初予算額 A	決算見込額 B	補正予算額 B-A
貸付資金預託金元金収入（市制度融資取扱金融機関から預託金返還）	歳出（預託金）と同額	20,525千円	22,025千円	1,500千円

4 補正予算額 3,120千円

〔特定財源〕 その他：1,500千円 貸付資金預託金元金収入



全国瞬時警報システム（Jアラート）の 新型受信機の整備

1 事業名

防災情報機器管理運営事業

2 補正予算の理由・内容

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室からの事務連絡「全国瞬時警報システムの次期受信機に係る情報提供について」（令和5年7月14付）において、国は現行の受信機が導入から5年以上経過し、構成部品の老朽化等に伴う故障件数の増加により、緊急情報の住民伝達に支障を来すことや故障によるサポートが不能となることから、令和7年度から令和8年度にかけて次期受信機に移行することが通知されました。

その後、「全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について」（令和7年1月7日付、消防国第3号、消防運第1号）において、今後、全国瞬時警報システム（Jアラート）は、地域単位で細分化して情報を配信できるシステムにするため、その運用に対応する受信機を整備するよう通知があり、同年4月9日付けで当該システムに対応するための新型受信機の詳細が示されたことから、当該新型受信機の整備に必要な経費を措置するものです。

○全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

3 補正予算の積算

内容	補正予算額
全国瞬時警報システム新型受信機整備工事	4,840千円

4 補正予算額 4,840千円

5 特記事項

本市で現在稼働している全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機は平成31年1月に導入しており、導入から6年が経過しております。

令和7年度までの受信機の整備に要する経費については、緊急防災・減災事業債の対象となることから今年度中の整備を目指します。



第49号議案 加須市議会議員又は加須市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

市政選挙の選挙公営に係る公費負担の 限度額を改定するための条例改正

1 改正の趣旨

最近における物価の変動等を考慮した「公職選挙法施行令」の一部改正（令和7年6月4日公布・施行）を踏まえ、加須市議会議員選挙及び加須市長選挙における「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの印刷」の公営に係る公費負担の限度額を改定します。

2 主な改正内容

(1) 選挙運動用ビラの作成（1枚当たりの単価）に係る限度額の改定

現 行	改正後	差 額
7円73銭	8円38銭	+65銭

(2) 選挙運動用ポスターの印刷（1枚当たりの単価）に係る限度額の改定

現 行	改正後	差 額
541円31銭	586円88銭	+45円57銭

(参考) 選挙運動用ポスターの企画費の限度額（316,250円）は改定なし

3 施行期日

公布の日



第50号議案 加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬額を改定するための条例改正

1 改正の趣旨

最近における物価の変動等を考慮した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正（令和7年6月4日公布・施行）を踏まえ、選挙長等の報酬額を改定します。

2 主な改正内容

国政選挙における国からの交付金の基準額が改定されたことから、本市で執行する選挙の選挙長等の報酬額を改定します。

■選挙長等の報酬額の改定

	現 行	改正後	差 額
選挙長	10,800 円	12,200 円	+1,400 円
投票管理者	12,800 円	14,500 円	+1,700 円
期日前投票管理者	11,300 円	12,800 円	+1,500 円
開票管理者	10,800 円	12,200 円	+1,400 円
選挙立会人	8,900 円	10,100 円	+1,200 円
投票立会人	10,900 円	12,400 円	+1,500 円
期日前投票立会人	9,600 円	10,900 円	+1,300 円
開票立会人	8,900 円	10,100 円	+1,200 円

3 施行期日

公布の日



地方税法の一部改正に伴い、所得控除に 特定親族特別控除を追加等するための条例改正

1 改正の趣旨

「地方税法」の一部改正（令和7年3月31日公布・令和8年1月1日及び同年4月1日施行）に伴い、所得控除に大学生年代の子等に係る新たな控除（以下「特定親族特別控除」という。）を追加するとともに、加熱式たばこの課税方式を見直します。

〔参考〕地方税法の改正（特定親族特別控除について）

地方税法が一部改正され、特定扶養控除（給与収入 123万円（法改正前 103万円）以下の19歳以上23歳未満の扶養親族を対象とした控除）とは別に、新たに特定親族特別控除（給与収入 123万円超 188万円以下の19歳以上23歳未満の親族等（以下「特定親族」という。）を対象とした控除）が創設されました。

■特定親族特別控除の控除額

（特定親族の給与収入額に応じて親等の控除額を段階的に逓減）

特定親族の給与収入額	控除額
123万円超 160万円以下	45万円
160万円超 165万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

2 主な改正内容

（1）特定親族特別控除の追加

個人の市民税の所得控除の対象に特定親族特別控除を加える等の所要の改正をします。

（2）加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し

現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとします（令和8年4月及び同年10月の2段階で実施）。

■加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しの実施時期

課税標準		
	改正前	改正前の換算本数×1.0
改正後	R8.4.1以降	改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5
	R8.10.1以降	改正後の換算本数×1.0

3 施行期日

（1）令和8年1月1日

（2）令和8年4月1日



第52号議案 加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第53号議案 加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

内閣府が定める基準の一部改正に伴う 所要の改正をするための条例改正

1 改正の趣旨

内閣府が定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（以下これらを「基準府令」という。）が一部改正（令和7年1月31日公布・同年4月1日施行）されたことに伴い、基準府令に準拠している条例等について、基準府令と同様に所要の改正をします。

<地域型保育事業とは>

「家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業」のことで、加須市内に該当施設はありません。

2 主な改正内容

(1) 保育内容支援を実施する施設の拡大に関する見直し

地域型保育事業においては、集団保育を体験させるための機会の設定や、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援（以下「保育内容支援」という。）を実施する必要があります。

保育内容支援を実施する施設について、現在は、原則として保育所や幼稚園等から確保することとなっていますが、小規模保育事業者又は事業所内保育事業者から確保することも可能とします。

(2) 連携施設の確保に関する経過措置の延長

0歳から2歳までの子どもを預かる地域型保育事業においては、卒園した後も引き続き保育の提供が受けられるよう、連携施設を確保する必要があります。

連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を「子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日）から15年」に延長します。

3 施行期日

公布の日



災害時に給排水設備等の工事を行うことができる事業者の対象の範囲を拡大するための条例改正

1 改正の趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で給水装置や排水設備等（以下「給排水設備等」という。）が破損し、また、事業者自身も被災したことにより、工事を行うことができる事業者が不足し、給排水設備等の復旧が遅れる事態となりました。

こうした事態を踏まえ、下水道事業においては、国土交通省から令和7年4月22日付けで県を通じて、被災地での排水設備等の工事を円滑に実施するため、条例改正を検討するよう通知がありました。

また、水道事業においても、国土交通省から令和7年4月22日付けで、被災地における給水装置の工事を適正に実施をするため、条例改正を検討するよう通知がありました。

以上のことから、本市が被災地となった場合において、早期に給排水設備等を復旧できるよう、対象となる条例について給排水設備等の工事を行うことができる事業者の対象の範囲を拡大します。

2 主な改正内容

市長の指定を受けた工事店等でなければ行っていない給排水設備等の工事について、災害その他非常の場合には、他の市町村長の指定を受けた工事店等であっても当該工事を行うことができることとします。

■災害その他非常の場合に給排水設備等の工事を行うことができる事業者

条例名	現 行	改正後
加須市 下水道条例	① 市長の指定を受けた工事店	① 市長の指定を受けた工事店 ② <u>他の市町村長の指定を受けた工事店</u>
加須市 水道事業 給水条例	① 市長 ② 市長が指定した工事事業者	① 市長 ② 市長が指定した工事事業者 ③ <u>他の水道事業者</u> ④ <u>他の水道事業者が指定した工事事業者</u>

3 施行期日

公布の日



野中土地区画整理事業地内 第2調整池整備工事の契約締結

1 背景・目的

野中土地区画整理事業地内に位置付けられている2つの調整池のうち、暫定供用中の第2調整池について、雨水管の整備も進められていることから、本整備に向けた工事を行うため、事後審査型一般競争入札を令和7年5月26日に執行し、同年6月2日に仮契約を締結しました。

この仮契約は、議会の議決により本契約として効力を有することとなります。

2 仮契約の概要

件名	第2調整池整備工事
契約金額 (税込)	10億7,656万5,600円
受注者	内田・新栄特定建設工事共同企業体 〔代表構成員〕 株式会社内田緑化興業（さいたま市緑区） 〔構成員〕 新栄土木株式会社（加須市）
履行期限	令和10年3月31日

3 工事の概要

○施工場所 加須市 野中土地区画整理事業 地内

○工事概要 容量 36,600m³

止水鋼矢板 450m、地盤改良 8,100m³、大型ブロック積擁壁 2,500m³

流入・流出施設（ポンプ設備）、付帯工

4 今後の予定

令和7年度			令和8年度				令和9年度				
6月											
●	仮契約										
●	議決（本契約）										
← 整備工事 →											